

茨市推第 846 号  
令和 3 年 7 月 31 日

地区連合自治会長の皆様  
各地域自治組織代表者様

茨木市 市民文化部  
市民協働推進課長 高崎 亮

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止  
に向けた対応等について（お知らせ）

日ごろから、自治会の運営及び活動に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和 3 年 7 月 30 日（金）に「新型コロナウイルス対策本部」の会議が開催され、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府を対象に、緊急事態宣言が発出されるとともに、その期間を令和 3 年 8 月 2 日（月）から令和 3 年 8 月 31 日（火）までとすることが決定されました。

また、大阪府では、同日に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、令和 3 年 8 月 2 日（月）から 8 月 31 日（火）まで、緊急事態措置に基づく要請として、府民に対して、引き続き、「不要不急の外出（通院、生活必需品の買い出しなどは対象外）の自粛」や「不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えること」等が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、同日に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、別紙（参考資料を除く）のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

主な内容としましては、令和 3 年 8 月 2 日（月）から 8 月 31 日（火）まで、市主催の市民が参加するイベントや集会について、収容率（50%）や開催時間（午後 9 時まで）に制限を設けるとともに、公共施設等については、利用時間を午後 8 時までとしておりますので、ご理解とご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、地域の皆さまにおかれましても、ワクチン接種の有無に関わらず、自己への感染を回避していただくとともに、他人に感染させないよう徹底していただきますようお願いいたします。

なお、メール登録されている単位自治会長には、メールにてお知らせしており、重複する場合もございますが、可能な範囲で、単位自治会長の皆さまにお知らせいたしますようお願いいたします。

令和3年7月30日  
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年7月30日付け災対第2386号で示された「緊急事態措置に基づく要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

### 記

#### 1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について

催物の開催制限並びに適切な感染防止対策を行い実施します。なお、開催状況は市ホームページ等で周知します。

(1) 期 間：8月2日～8月31日

(2) 制 限：【収容率※1】50%以内かつ【人数上限※1】5,000人

【営業時間短縮】午後9時まで※2

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること

※2 飲食の提供は20時まで。酒類提供（利用者による持込みを含む）又はカラオケ設備の提供はしないこと。

(3) その他：市主催の事業で中止したイベント参加料は参加予定者に全額返金します。なお、市が財政的支援等を行っている共催事業は、これに準ずる方向で共催者と調整します。

#### 2 公共施設等について

(1) 期 間：8月2日～8月31日

(2) 利用時間：午後8時まで。ただし、不特定多数に向けて集客するイベント等は、午後9時までとします。

※なお、この利用制限に伴うキャンセルは利用料を還付します。

(3) 利用要件：上記1の催物開催の目安等のとおり

(4) 公共施設の休館等の詳細については、別添のとおり

#### 3 参考資料

令和3年7月30日付け災対第2386号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」

# お知らせ

国では、令和3年7月30日（金）に大阪府等を対象に「緊急事態宣言」が発出され、その期間を令和3年8月31日（火）までとすることが決定されました。

大阪府では、令和3年8月2日（月）から8月31日（火）まで、緊急事態措置に基づく要請として、府民に対して、引き続き、「不要不急の外出（通院、生活必需品の買い出しなどは対象外）の自粛」や「不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えること」等が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、コミュニティセンターの利用について、「利用人数を各部屋の収容定員の50%以内」、「開館時間を午後8時まで」とすることを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

また、午後8時以降の利用制限に伴い、ご利用をキャンセルされる場合で、既に利用料金をお支払い済みの方については、全額還付いたします。ただし、午後8時までの利用を希望される方（利用料金の還付はありません）には、夜間区分の利用料金（全額）をお支払いいただくこととなりますので、ご了承くださいませようをお願いいたします。

なお、利用者の皆さまには、緊急事態宣言下における不要不急の外出自粛等の要請を踏まえていただくとともに、改めて、ご利用の有無をご判断いただきますようお願いいたします。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。